

(案)

森林整備事業(保育間伐【活用型】外)請負契約書

1. 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
保育間伐 集造材外 下刈	スギ スギ	15.16ha 19.47ha	1,200m ³ 作業工程別数量内訳書のと おり 記番別作業 内訳書のと おり		請負金額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	渡瀬 国有林 1120 い 林小班 外	渡瀬 国有林 1120 い 林小班外

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。

2. 事業期間

自 契約日の翌日
至 令和8年1月30日

3. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
○	部分払	月1回以内 第38条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4. 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印ペンチ	NO.	1ヶ	宮崎北部森林管理署	契約日
封印鉛		120個	"	"
封印用銅線		1巻	"	"
発送検知野帳		3冊	"	"

5. 特約事項

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び製品生産標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所 宮崎県日向市大字日知屋 17371-1

分任支出負担行為担当官

宮崎北部森林管理署長 中川 勝博

印

請負者（乙） 住 所

記番別作業内訳表(活用型)

林小班	作業種	区域面積	控除面積 (除地等)	契約面積	作業期間		間伐目安 ha当たり本数	備考	区域
					自	至			
1120 ろ	保育間伐	5.96		5.96	契約日 の翌日	R8.1.30	スギ 549 ヒノキ 386 本	森林整備事業保育間伐【活用 型】仕様書による	伐区 1
1120 ら	"	2.58		2.58	"	"	スギ 262 本	"	伐区 1
1120 い	"	1.77		1.77	"	"	スギ 260 本	"	伐区 1
1120 ら	"	4.85		4.85	"	"	スギ 261 ヒノキ 130 本	保育間伐作業仕様書による	
計		15.16		15.16					

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
素材	集造材		900 m ³	
	C材等集造材		300 m ³	
	封印発送		1,100 m ³	
	山元巻立	機械巻立	50 m ³	
	C材等山元巻立	機械巻立	50 m ³	

記番別作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面 積(ha)	契約面 積(ha)	作業期間		使用材料		獣害防止ネット の点検・簡易補修	備考
						自	至	品名	数量		
下刈	1129と	筋刈(2)	3.34ha	0.97ha	2.37ha	契約日の翌日	R8.1.30			○	延岡(森)
"	1129る	"	0.99ha	0.12ha	0.87ha	"	"			"	"
"	1142は1	"	3.95ha		3.95ha	"	"			"	"
"	2001い②	筋刈(4)	1.70ha	0.56ha	1.14ha	"	"			"	八戸(森)
"	2001い③	"	1.05ha		1.05ha	"	"			"	"
"	2001い④	"	0.46ha		0.46ha	"	"			"	"
"	2001い⑤	"	1.04ha		1.04ha	"	"			"	"
"	2001い②	全刈(5)	2.20ha	0.94ha	1.26ha	"	"			"	"
"	2001ち	"	1.25ha		1.25ha	"	"			"	"
"	2009ら	筋刈(5)	3.53ha		3.53ha	"	"			"	"
"	2009む	"	0.15ha		0.15ha	"	"			"	"
"	2007ろ①	全刈(2)	0.97ha	0.02ha	0.95ha	"	"			"	"
"	2007ろ②	"	0.24ha		0.24ha	"	"			"	"
"	2007は①	"	0.64ha		0.64ha	"	"			"	"
"	2007は②	"	0.57ha		0.57ha	"	"			"	"
小計			22.08ha	2.61ha	19.47ha						
合計	下刈	22.08ha	2.61ha	19.47ha							

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
 4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特 約 事 項（保育間伐【活用型】）

- 1 保育間伐作業において、請負者が選木伐倒した造林木の本数が目安本数の125%を超える場合は、その超える本数について発注者は損害賠償の請求をすることができる。
賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。
- 2 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
(注) 別に定める賠償基準は、「下刈り折損の損害賠償基準」を準用する。
- 3 請負者は、特記仕様書を遵守すること。
特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
- 4 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 5 請負者は、4で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
- 6 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

森林整備事業保育間伐【活用型】仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する保育間伐【活用型】請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の間伐対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 間伐対象木は、記番別作業内訳書の目安本数とし、選木に当たっては、標準地に準じて選木するものとする。
- (3) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹種	長級(m)	経級(cm)	C材	長級(m)	経級(cm)
スギ	3 4上	14上	対象樹種 スギ ヒノキ その他	2 3 4	8上
ヒノキ	2 3 4 6上	18上 14上 12上 14上			

但し、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤーロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 搬出を伴わない切り捨て間伐木については、保育間伐作業仕様書によること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量

契約書に記載された契約面積とする。

- (2) 素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量

面積による。

- (2) 素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。

(2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による

7 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

仕様書（保育間伐）

保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- (1) 伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- (2) 造林木に巻きついたるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれないように処理すること。

2. 留意事項

- (1) 貴重樹は、極力保残すること。
- (2) 乙が選木する場合の間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。
- (3) 間伐木で、造林木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、地面に引き落としておくこと。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

採材標準寸法表

宮崎北部森林管理署

樹種	用途	長級(m)	径級(cm)	延寸(cm)	備考
スギ	一般材(小径木)	3・4	8~13下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	3・4	14上	5	
	芯持材	3	16~20	5	通直で無節に近いもの
	割柱	3	34上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材	6・8	14上	10	
	梁材	4. 2	24~26	10	単曲材で元玉
		5. 2	24~28		
		6. 2	24~28		
	ラミナ材	直材	末口14~元口45以内	5	最高矢高10cm以内
		曲材	末口14~元口40以内	5	
ヒノキ	一般材(小径木)	3	8~13下	5	システム販売相手方との協定による
		4	8~12下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	2	18上	5	
		3	14上	5	
		4	12上	5	
	芯持材	3	16~20	5	通直で無節に近いもの
	長材	6・8	14上	10	直材で元玉
	梁材	4. 2	18~22	10	単曲材で元玉
		5. 2	22~26		
		6. 2	24~30		
マツ	一般材	2. 3. 4	13上	5	
	梁材	2.2・3.2・4.2	18~24	10	単曲材で元玉
モミ	一般材	2・4	24上	5	
ツガ	一般材	2・3・4	24上	5	
他N	一般材	2・3・4	14上	5	銘木類は有寸
カシ	一般材	2.1・3.2・4.3	20上	5	末口径30上通直材長尺採材
その他L	一般材	2.1・3.2・4.3	22上	5	銘木類は有寸
N L	チップA	2	10上	0	
スギ・ヒノキ	端尺材	0. 6~1. 6	14上	0	根曲り部分からの採材が原則
スギ・ヒノキ・その他	C材等未利用材	0. 6上	8上	0	システム販売相手方との協定による

- 留意事項
- 平成元年1月10日 第2号「当面の採材について」
 - 平成元年3月29日 元熊利第55号「スギ・ヒノキ価格体系の改定について」
 - 平成17年6月6日 ラミナー用原材料生産に伴う参考資料
 - 平成21年8月31日 21九版第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取扱いについて」
 - 平成29年2月13日 28九資第54号「平成28年度以降に適用する素材販売基準価格及び立木販売基準価格について」の一部改正について

特記仕様書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知)に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1 路網計画(見取り図)

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
 - ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
 - ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
 - ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3 伐開

別紙1保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4 土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)

- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)

- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要

- ・洗い越しの標準断面図
- ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)

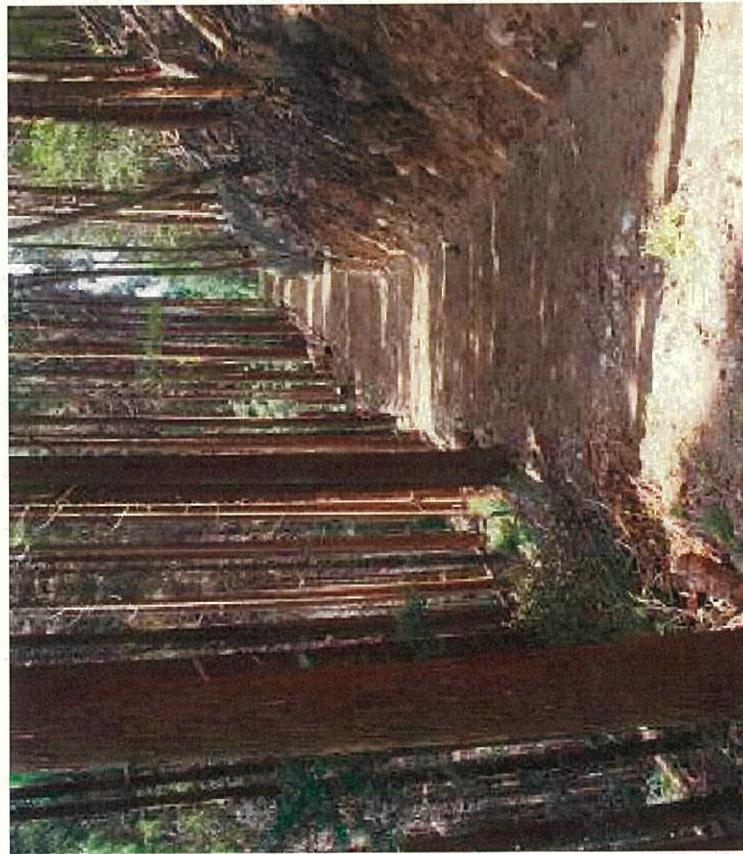
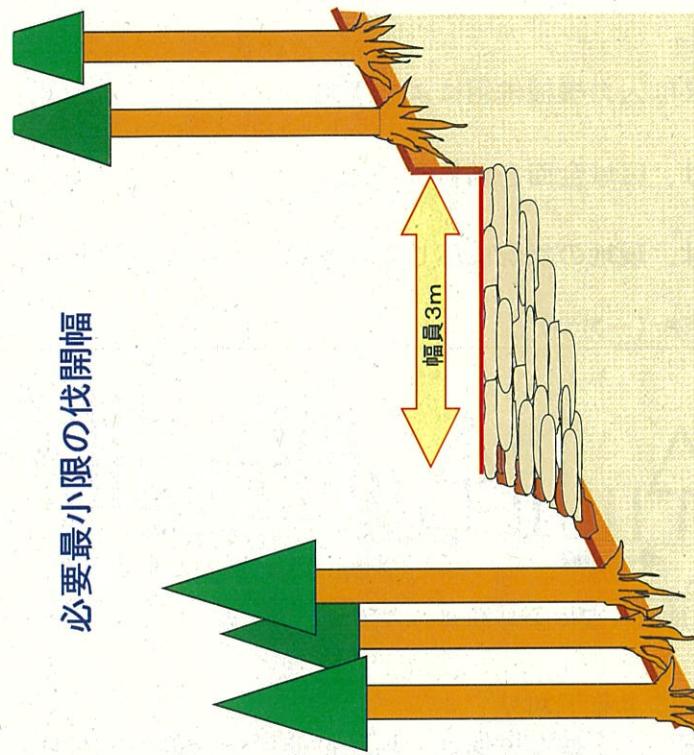
- ⑦ その他

事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

- 5 作業工程表の提出
別紙様式により事業計画表を提出すること。
- 6 施工管理
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。
- 7 その他(汚濁等が発生した場合の処置)
本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

木 残 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側すも、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅



下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

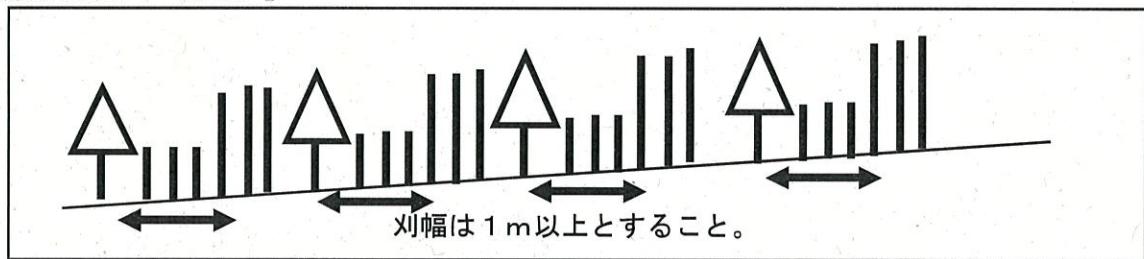
ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

イ. 筋刈

筋刈は、現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。

【筋刈方法（一方刈）】



(注) 現地の状況により筋刈の方法は変更可能

(2) 除草剤による下刈り

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1／3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。

3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

獣害防止ネットの点検・簡易補修仕様書

(作業の定義等)

- 1 下刈作業時において、既に獣害防止ネットを設置している個所を、受注者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とし、ネットの損傷具合について、「異常なし」、「簡易補修箇所」、「簡易補修箇所以外」に区分し点検を行う。

(作業要領)

- 2 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。

- ① 異常がない場合については、事業図(図面含む)を添付し、「異常なし」等の旨を任意様式で監督員に提出する。
- ② 簡易な補修箇所を発見した場合については、補修を実施するとともに、完成時に補修を行った箇所の事業図(図面含む)と写真(施工前後)を監督員に提出する。
- ③ 大規模な補修箇所を発見した場合については、事業図(図面含む)に場所を図示するとともに写真を添付し監督員に速やかに報告する。

(簡易補修の具体的な内容)

- 3 ネットの「簡易補修」については、以下の作業とする。

- ① 支柱の転倒箇所の再設置
- ② 浮いているアンカーの杭打ち
- ③ トップロープ及びアンダーロープの再緊張
- ④ 破損しているネットの結束
- ⑤ アンカーロープの再緊張

上記以外の大規模な補修や鉄製の柵については適用しない。

(補修材料)

- 4 補修に必要な材料については発注者から支給する。

(写真管理)

- 5 点検及び簡易補修の状況については、写真管理を行い事業完了時までに提出する。

(事業日報)

- 6 受注者は事業日報の出役人員の欄に、本件に携わった人工数を出役人員数の内書きとし、()で表記し監督員へ提出する

(作業の留意事項)

- 7 点検時(下刈作業)にネットを損傷させた場合には、受注者が補修する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契

約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺戮が義務付けられている。

のことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

森林整備事業用

特記仕様書

○国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板に国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章

適切な森林管理のため（間伐/地拵/植付/下刈/除伐）を行っています

国土強靭化対策事業

2 留意事項

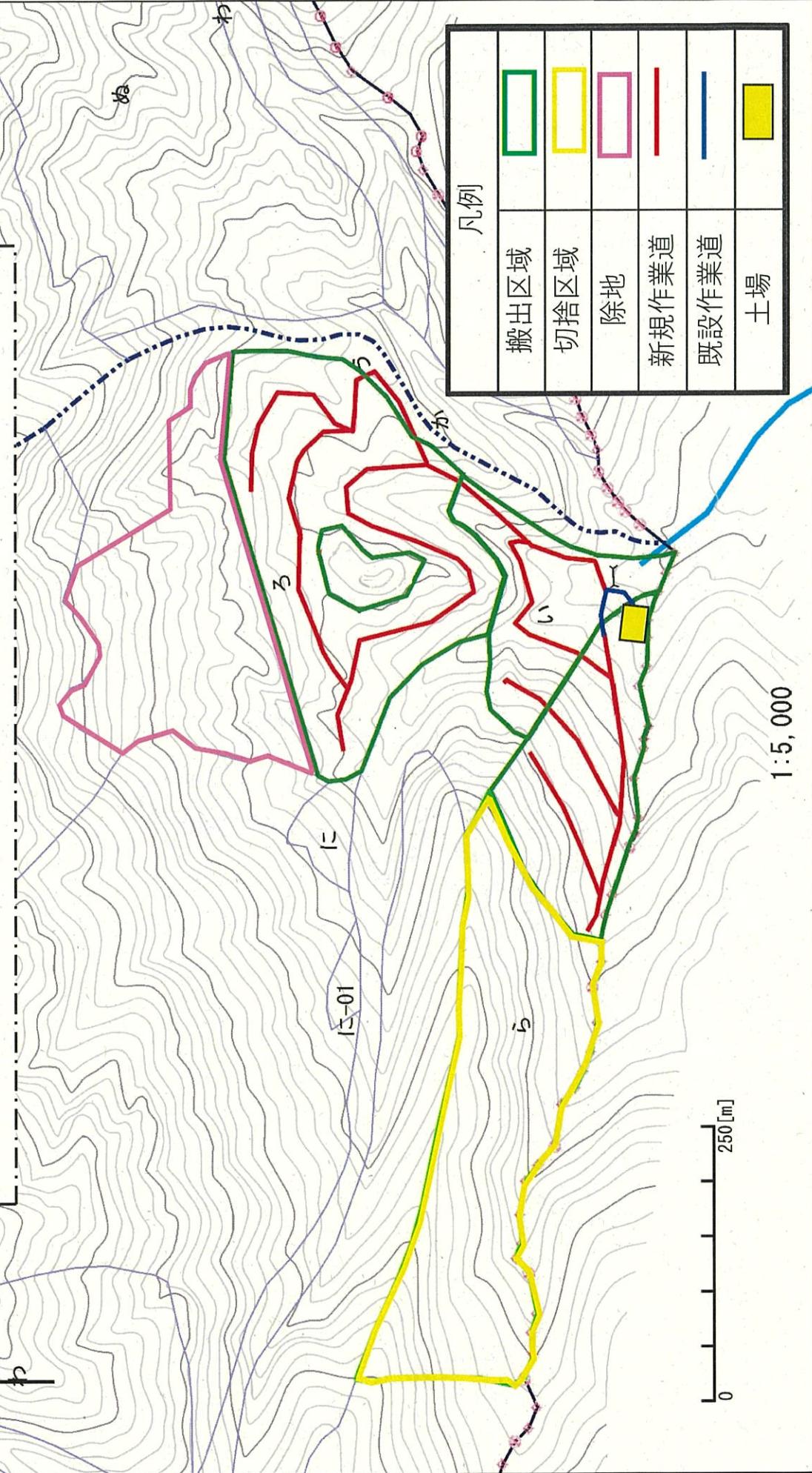
標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

令和7年度 森林整備事業（保育間伐【活用型】外）請負
渡瀬国有林 1120 い林小班外

面積 15.16 ha
予定生産量：1,200 m³ (内C材 300 m³)

4

1120



令和7年度 森林整備事業請負箇所位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	二股	1129と	3.34	0.97	2.37
下刈	二股	1129る	0.99	0.12	0.87
計			4.33	1.09	3.24

凡 例	
請負区域	■
林道	—
シカネット	- - -
除地	■■■

0

250[m]

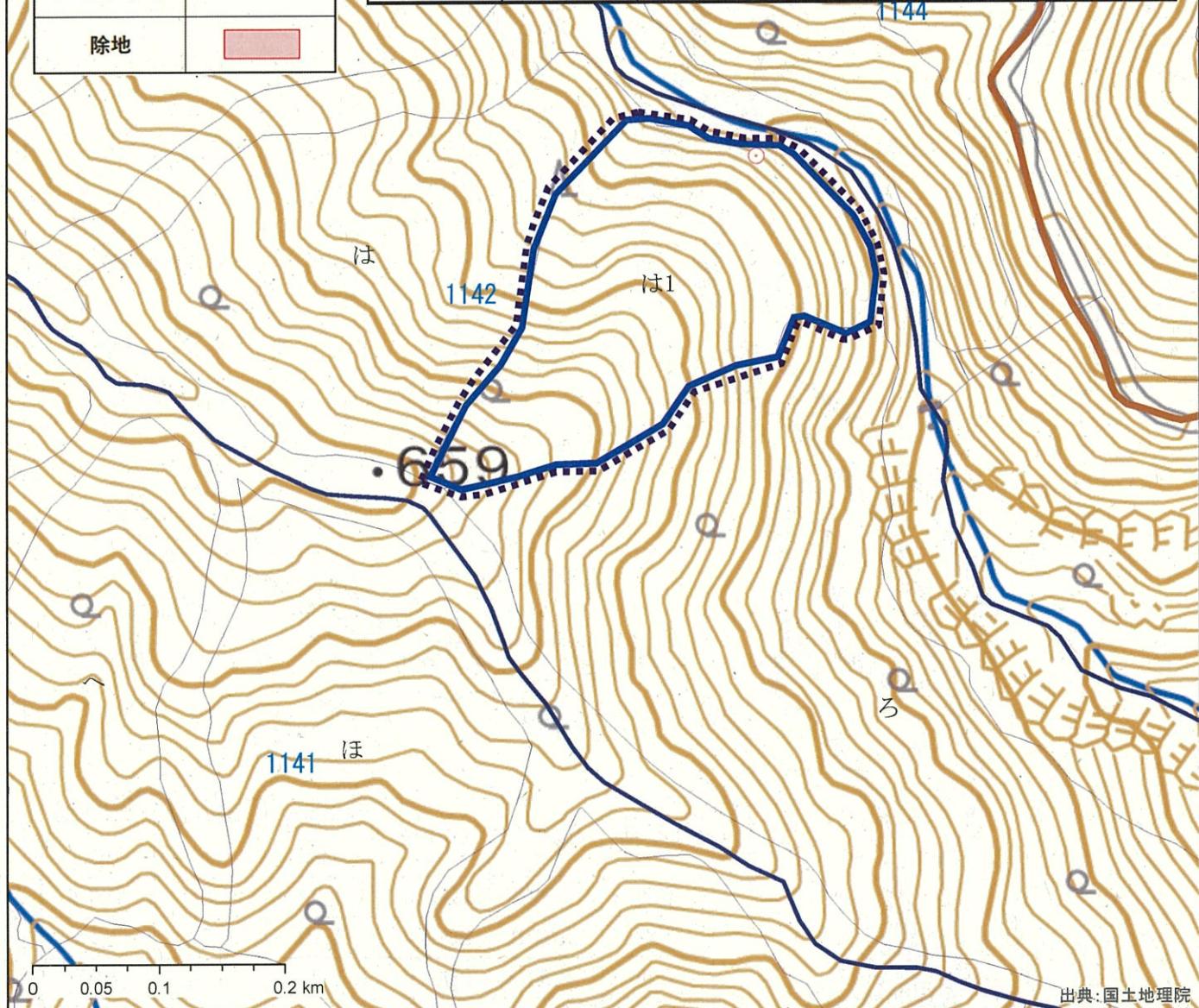
1:5,000

令和7年度 森林整備事業請負箇所位置図



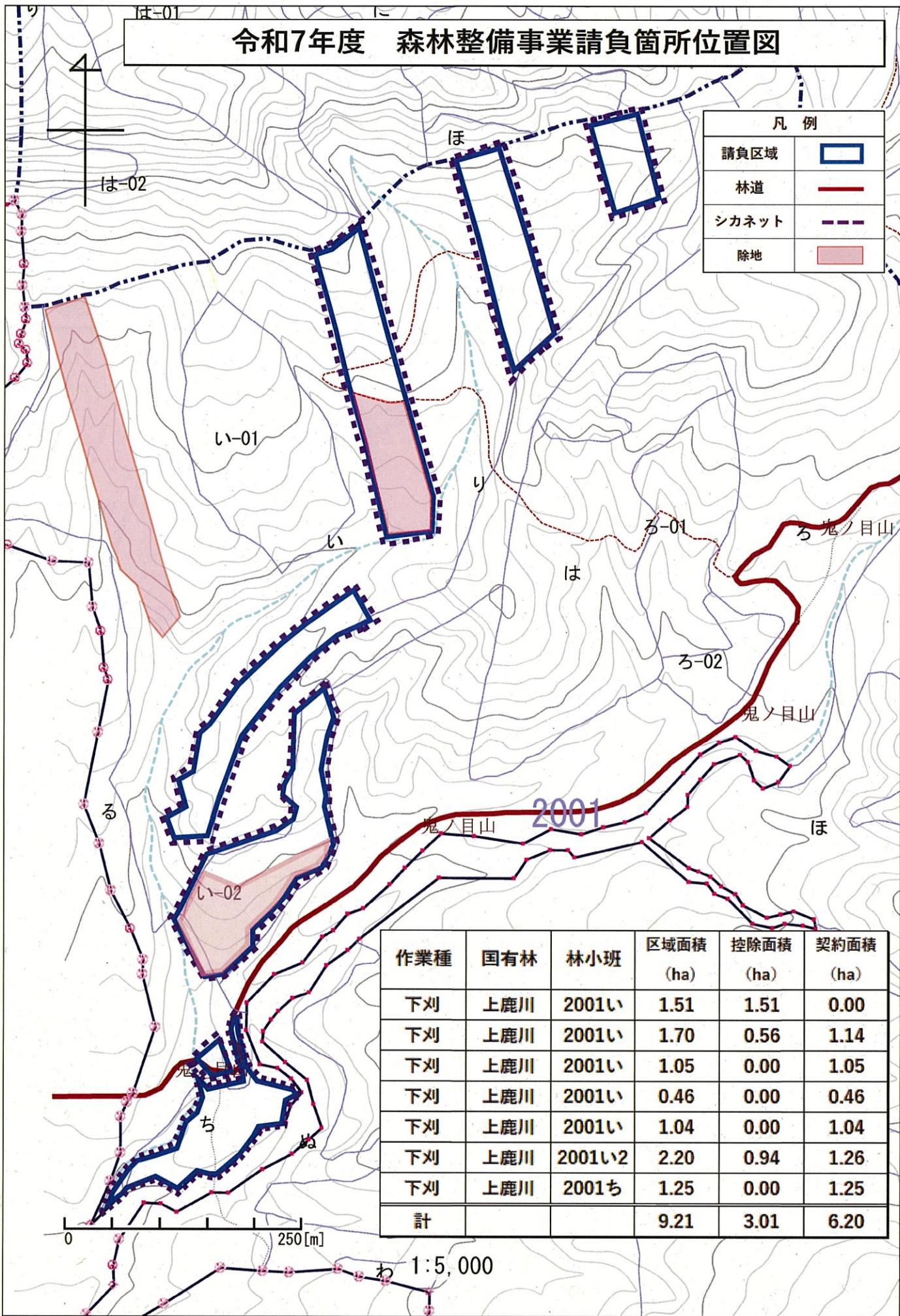
凡 例	
請負区域	■
林道	—
シカネット	- - -
除地	■

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	畠	1142は1	3.95	0.00	3.95
計			3.95	0.00	3.95



出典: 国土地理院

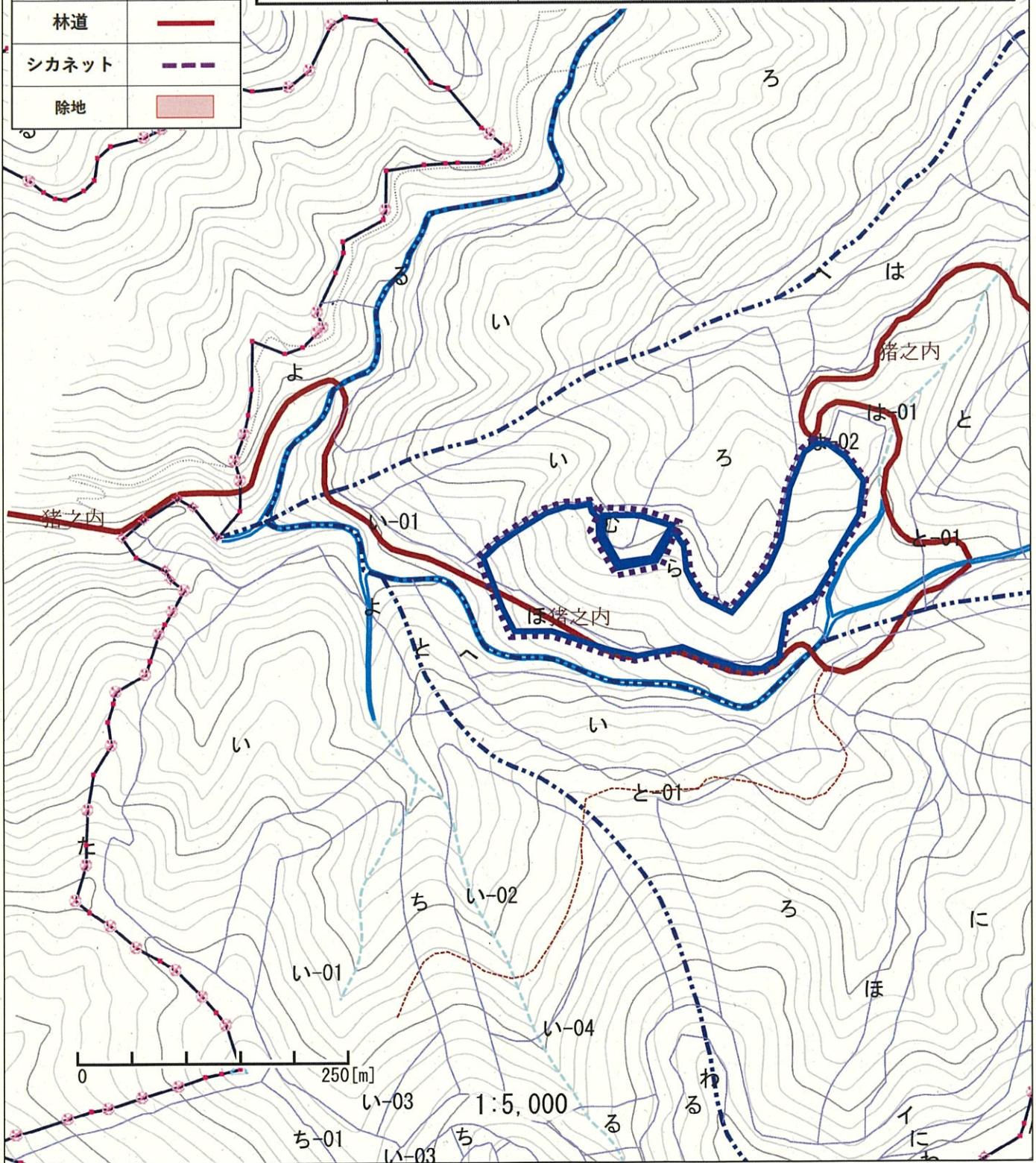
1:5,000



令和7年度 森林整備事業請負箇所位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	下鹿川	2009ら	3.53	0.00	3.53
下刈	下鹿川	2009む	0.15	0.00	0.15
計			3.68	0.00	3.68

凡 例	
請負区域	■
林道	—
シカネット	- - -
除地	■



令和7年度 森林整備事業請負箇所位置図

4
+

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	下鹿川	2007ろ	0.97	0.02	0.95
下刈	下鹿川	2007ろ	0.24	0.00	0.24
下刈	下鹿川	2007は	0.64	0.00	0.64
下刈	下鹿川	2007は	0.57	0.00	0.57
計			2.42	0.02	2.40

